

規約(データ利用者向け)に関する論点

1. 構成

○データ利用者は、官民連携データプラットフォーム(以下「DPF」という。)の規約に合意した後に、データ利用を開始するものとする。

○規約(データ利用者向け)は、以下の構成としてはどうか。なお、規約の内容については、政府・民間等のガイドラインや、デジタルプラットフォーム等の類例、DPF固有の検討事項を加味したものとするよう、適切に配慮する。

- ✓ 目的
- ✓ 定義 →論点①
- ✓ 本件サービス概要 →論点②
- ✓ サービス料金
- ✓ 登録審査及び利用制限 →論点③
- ✓ DPF組織が提供するデータ
- ✓ データの利用範囲や取扱条件の制限 →論点④
- ✓ 提供データから派生したデータ権限・利益
- ✓ 設備等
- ✓ データ利用者の義務 →論点⑤
- ✓ ログインアカウント等の登録・管理
- ✓ 禁止事項
- ✓ データ利用の退会
- ✓ 法令遵守 →論点⑥
- ✓ 非保証及び免責事項
- ✓ 事業の変更・移譲・終了時の措置

- ✓ 利用規約の変更 →論点⑦
- ✓ 著作権、財産権その他の権利
- ✓ 反社会的勢力の削除
- ✓ 準拠法、裁判管轄
- ✓ 本規約に関するお問い合わせ先
- ✓ 附則

2. 議論いただきたい主な論点

論点①対象の定義

●引用すべき法令は、個人情報保護法以外に、東京都個人情報の保護に関する条例等もあり得る。個人情報の定義は個人情報保護法で良いか、もしくは東京都条例に合わせるべきか、それとも書き下すべきか（※プライバシーポリシーと同様の論点）。また、努力義務とされている都条例への留意・措置についてどこまで合わせるか。

論点②サービス概要の記述法

●サービスを立ち上げ後も柔軟に変更する可能性が多々・頻繁に予想されることを踏まえ、別ページにリンクを飛ばし記載をする対応で問題ないか

論点③利用者の登録審査及び利用制限

●データ利用者としての制限に関しては、以下3点のいずれかのパターンが想定される。1つ目は、「データ利用者を一定の条件の下で登録する仕組みとする」こと、2つ目は「データ利用の申し込み時に都度審査を行う」こと、3つ目は「利用者の審査は特に行わない」ことである。現在の事業計画の検討においては、データ利用者は会員方式を採り1点目のように一定の条件を満たした者について登録することが想定されるが、公的な側面を持つDPFが、一般の都民に向けて安心感・信頼感を与えつつ、かつ、利用を希望する者に対する不当な制約とならないようにするためにはどの程度の対応が必要かについて、ご議論をいただきたい。

論点④データの利用範囲や取扱条件の制限

●データの利用範囲や取扱制限としてどのような規律を設けるべきか。例えば、二次利用の可否（第三者への提供、他のデータとの統合など）についてはどう制限を設けるべきか。もしくは、そもそも利用目的の制限を設けるかどうか。その他、目的外利用を認めるか（営利・商業等）、地理的利用範囲等も検討すべき事項として想定される。データ提供者による希望・条件を勘案することは最低限必要だが、公的な性格のDPFがどの程度の範囲・条件とすべきかについて、ご意見があればいただきたい。

論点⑤データ利用者の義務

●データ利用者の義務としてどのような項目を設けるべきか。例えば、データの安全管理に関する事項や、漏えい時の報告といった事項が典型的なものとしてあげられると考えているが、他に今回の場合にどのようなものを設けるべきか。

論点⑥法令遵守

●例えば、情報銀行「モデル契約約款」の場合、「当社及び特定提供先は、提供個人データを個人情報保護に関する法律、その他法令、一般社団法人日本IT団体連盟による認定基準及び本契約の定めに従って取り扱うものとする。」といった文言が含まれるが、DPFについてはどうか。東京都個人情報保護条例を遵守するといった記載が必要か。必要であるとして、守るべき条項を列挙して記載すべきか。

論点⑦利用規約の変更

●変更にあたって第三者委員会等へ意見を求めることを要件とするか。また、要件とする場合、改正事項の重要性等に応じて要否を分けるべきか。

●変更の周知についてはどのように実施するか。また、DPFが個々から明確な同意を取るのが困難なことが想定される場合、黙示の同意をもって同意と見なせる余地があるかどうか（参考：定型約款）